

# <行為着手までの手続きの流れ>

市民・事業者等

相談

市の窓口での事前相談

## 届出を要しない建築物の建築

(届出の対象とならない延床面積  
10㎡超の建築物の建築)

景観配慮事項取組書を作成し提出する

- 建築確認申請と同時の提出とする。ただし、建築確認申請が不要なものについては、建築に着手する15日以上前の提出とする。

## 届出を要する行為

景観計画区域内行為の届出書  
を作成し提出する

- 他法令等に基づく申請等が必要な行為は、各申請等の30日以上前に提出する。
- 申請等が不要な行為については、行為に着手する30日以上前に提出する。

景観配慮事項取組書の受理

届出書の受理

景観まちづくり  
審議会の意見聴取

## 景観形成基準への適合判断

景観法に基づく届出の内容が、景観形成基準に適合しているかを判断

変更・修正依頼

適合 (適合知書を発行)

## 助言・指導

変更・修正事項  
についての助言・指導

## 変更・修正

指導の内容に基づき、  
変更・修正を行う

勧告等

市としても  
できるだけ早く  
対応しますので、  
どうぞよろしく  
お願い致します。



他法令等に基づく申請、行為の着手 (建築物：届出内容の掲示)

完了届の提出 (届出を要する行為のみ)